

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	名古屋市
事務所の営業日・営業時間	月曜～金曜 9:00～18:00
サービス提供日・時間	365日 24時間対応可能

5. 当事業所が提供するサービス内容・料金

(1) サービス内容

① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧ 終末期の看護
⑨ その他医師の指示による医療処置等

(2) 利用料金

介護保険対象の方 『訪問看護 tonari 料金一覧表 【介護保険】』参照

医療保険対象の方 『訪問看護 tonari 料金一覧表 【医療保険】』参照

○利用者負担金（医療保険法定利用料）

後期高齢者	・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。		
	① 一般（②、③以外の方）	一割負担	月額上限 22,000 円
	② 市民税非課税世帯の方で 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方	一割負担	月額上限 8,000 円
	③ 一定以上所得の方	三割負担	月額上限 44,400 円
	※一定以上の方は、後期高齢者保険の窓口に出向くとめられれば一割負担となる場合があります。		
一般の健康保険等	・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 ・ 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。		

◆ 1ヶ月に支払った利用者負担金、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

(3) その他の費用

- ・ 通常の事業実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり30円(税別)を請求させていただきます。
- ・ 死後の処置料は、10,000円(税別)とします。

(4) 利用料金のお支払い方法

- ・ 前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
- ・ 支払方法：金融機関口座からの自動振替となります。
- ・ 支払日：サービス提供月の翌月27日に振替口座より引き落とさせていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日15時までに事業者に出し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の当日午前9時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日午前9時までに申し出がなかった場合	5,000円(税別)

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5 当事業所が提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者には依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）事故時の対応

事業所は、利用者に対する看護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

7. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受け付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	訪問看護 tonari 電話番号：052-734-2221 FAX：052-734-2231 窓口営業日：月曜日から金曜日 （ただし国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く） 窓口営業時間：9：00～18：00
担当者	管理者 鈴木 進太郎

（２）当事業所以外の苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	電話番号 052-959-3087

訪問看護 tonari

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- （１）居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される、サービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。
- （２）利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供。
- （３）在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供。
- （４）家族等への心身の状態等の情報提供。
- （５）行政審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等。
- （６）業務委託業者の業務遂行に関する情報の提供。
- （７）損害賠償保険などに係る保険会社等への必要な情報の提供。

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。

3. 使用する期間

契約で定める期間。

4. 条件

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。